

**資料3**

第2回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会  
平成26年7月15日 保育課作成

# 保育の必要性の認定に係る事由について (案)

平成26年7月  
こども未来部保育課

# 1 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、保育所・認定こども園に係る保育サービスを受けるためには、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する必要がある。
- 保育の必要性の認定に当たっては、国の認定基準を基に市町村は認定基準を定めなければならない。

- 認定基準
- ①「保育を必要とする事由」: 保護者の就労又は疾病その他内閣府令で定める事由
  - ②「保育の必要量」: 「保育標準時間認定」又は「保育短時間認定」の区分
  - ③「優先利用」: ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
- } 今回の審議事項  
⇒ 次回の審議事項

## ●参考(認定区分)

区分	保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間利用	—	
		保育短時間利用		
3歳以上児 (小学校就学前まで)	2号認定	保育標準時間利用	1号認定	教育標準時間利用
		保育短時間利用		

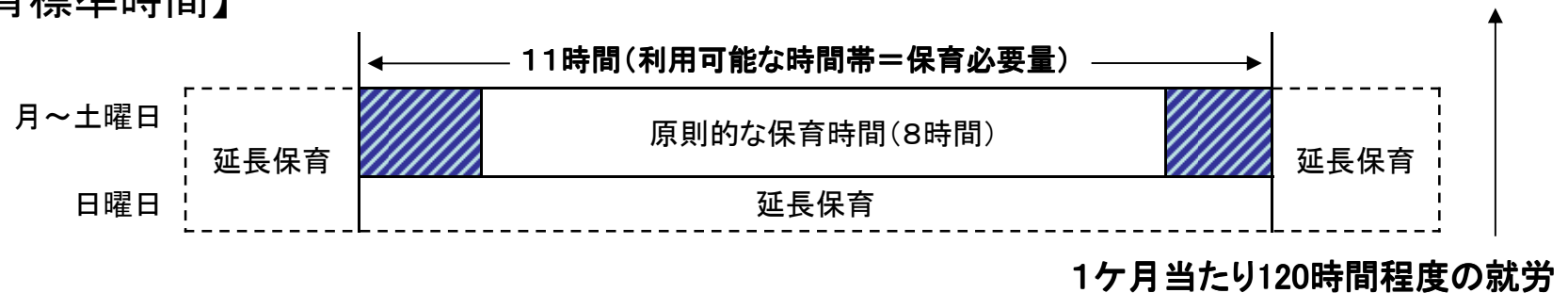
## 2 保育の必要量

○保育の提供に当たっては、子どもに対する保育が細切れにならないようにすることや、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにすることなどから、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括な2区分を設定。

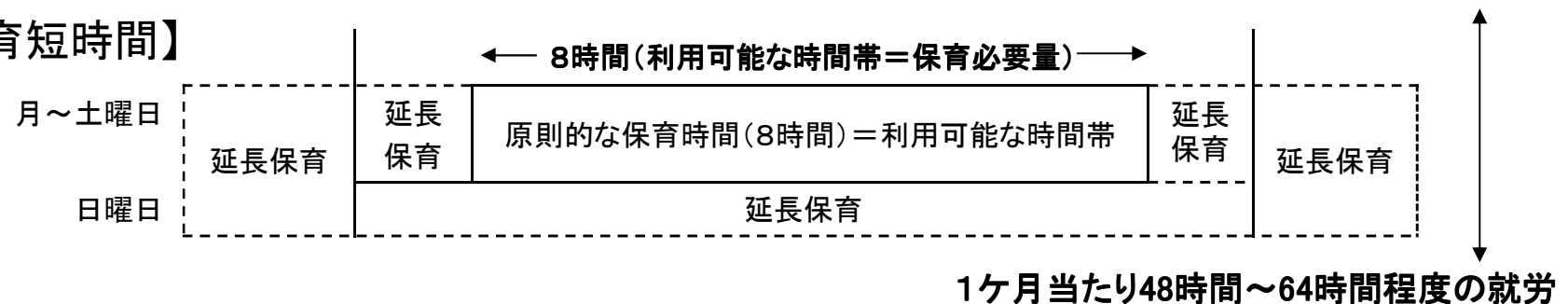
【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月～土曜日開所の場合)

※開所時間は下図の範囲内で市町村、施設・事業ごとに定める

### 【保育標準時間】



### 【保育短時間】



# 3 保育を必要とする事由及び保育の必要量の基準 について

	国基準	長野市基準(案)
事由	<p>1 就労 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象。(自営業、在宅勤務等居宅内の労働含む) ※一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。</p> <p>2 妊娠・出産</p> <p>3 保護者の疾病・障害</p> <p>4 同居親族等の介護・看護 ※兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>5 災害復旧</p> <p>6 求職活動 ※起業準備を含む</p> <p>7 就学 ※職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>8 虐待やDVのおそれのあること</p> <p>9 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>10 その他市町村が定める事由(例:ボランティア、資格取得等) ※下線の箇所は新制度で追加となった事由</p>	<p>●国の基準どおり(事由)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;保護者アンケート結果&gt; ・希望する就労形態が「パート・アルバイト等」で、保育園を希望する保護者の約8割が64時間以上の就労を希望している。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;現行の就労時間下限値&gt; ・つねに、月16日以上、かつ一日4時間以上居宅内外で仕事をしていること。</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div>
保育の必要量	<p>○保育標準時間利用: 1日最長11時間まで (就労時間の下限は、1か月あたり120時間程度)</p> <p>○保育短時間利用 : 1日最長8時間まで (就労時間の下限は、<u>1か月あたり48時間から64時間までの範囲</u>で、<u>月を単位に市町村が定める時間以上就労</u>することを常態とすること)</p>	<p>●就労時間の下限値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育標準時間は、<u>1か月あたり120時間</u>とする</li> <li>・保育短時間は、<u>1か月あたり64時間</u>とする</li> </ul>